

障第 03300013 号
令和 2 年 3 月 30 日

各指定障害福祉サービス事業所
各指定障害者支援施設
各指定障害児通所支援事業所
各指定障害児入所施設
各指定相談支援事業所

} 管理者（施設長）様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
（公印省略）

人権擁護の取り組みに関する調査について（依頼）

平素より障害福祉行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 1 条（目的）では、支援が必要な障害児者が尊厳を保持しつつ、日常生活及び社会生活を営むことができるようサービスを提供することと規定されており、障害福祉サービス事業所等は、常に障害児者の尊厳や人権に配慮した意識と対応が必要となります。

こうしたことから、県では「和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等において、全ての施設・事業所に人権擁護推進員の設置と研修の実施を義務づけ、条例実施要綱では、人権擁護に関する研修を 1 年に 1 回以上実施するものとしています。また、県においては、障害者虐待防止研修・権利擁護研修や集団指導などを通じて障害児者の人権擁護等に関する理解を深める取り組みを行っているところです。

こうした中、貴施設・事業所におかれては、これまで人権尊重のための取組を行ってこられたと存じますが、このたび、各施設・事業所における人権擁護に関する取組状況を把握することとなりました。

つきましては、別紙「人権擁護の取組に関する調査票」について、ご記入（入力）いただき、下記により当課まで提出してください。

今後も人権尊重に対する意識の高揚や人権問題への理解を深める取組を一層推進いただきますよう、改めてお願いします。なお、県が実施した人権擁護推進員研修や集団指導（人権関係）の内容については、必ず全ての職員に伝達いただきますようお願いいたします。

1. 提出書類

別添「人権擁護の取組に関する調査票」

※ 和歌山県障害福祉課 HP の下記アドレスからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shudansidou/r1.html>

2. 提出期限

令和 2 年 5 月 29 日（金）

3. 提出方法

メールまたは FAX（可能な限り、メールでお願いします）

※ 提出先メールアドレス : e0404002@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県障害福祉課

TEL : 073-441-2537 FAX : 073-432-5567